

平成27年

## 泉州南消防組合議会第2回臨時会会議録

平成27年11月24日 開会

平成27年11月24日 閉会

泉州南消防組合議会

# 平成27年 泉州南消防組合議会第2回臨時会会議録

## 目 次

### ○第1日（平成27年11月24日）（火）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	1
○本会議の会議事件	1
○会議録署名議員	2
○諸般の報告	2
○開会・開議	4
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○選挙第4号上程	5
議会議長選挙について	5
指名推選	5
二神議長挨拶	6
○専決報告3号上程	6
北川消防長報告	6
質疑	7
○議案第13号上程	7
泉州南消防組合職員の再任用に関する条例及び泉州南消防組合一般職の 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
北川消防長・提案説明	7
質疑	8
討論	9
採決	10
○議案第14号上程	10
平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第2号）	10
北川消防長・提案説明	10
質疑	11
討論	13
採決	13
○閉会	13

泉州南消防組合議会第2回臨時会第1日

(11月24日)

# 平成27年 泉州南消防組合議会第2回臨時会（第1日）

平成27年11月24日（火）

## ○第1日の議事日程

日程第 1		議席の指定について
日程第 2		会議録署名議員の指名について
日程第 3		会期の決定について
日程第 4	選 挙 第 4 号	議会議長の選挙について
日程第 5	専決報告 第 3 号	専決処分の報告について
日程第 6	議 案 第 1 3 号	泉州南消防組合職員の再任用に関する条例及び泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7	” 第 1 4 号	平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第2号）

## ○議員定数15名

### 出席議員15名

堀口武視	澁谷昌子	松本雪美	二神勝
有岡久一	畑中讓	明貝一平	東小夜子
道工晴久	中原晶	岡田昌司	寺本順彦
中庄谷栄孝	阪口均	體谷陽子	

## ○説明員職員

管理者	千代松大耕	副管理者	竹中勇人	副管理者	福山敏博
副管理者	中西誠	副管理者	田代堯	会計管理者	射手矢光雄
消防長	北川悟	理事	吉村昭彦	理事	小西良昭
理事	花枝岩夫	理事	清水養一	泉佐野署長	東昇司
総務課長	寒川徹	予防課長	中西正	警備課長	内山裕美
総務課参事	中川隆仁	総務課参事	奥上文二	警備課参事	大西保

## ○職務のために出席した職員

消防次長	竹内寛二	課長代理	阪木直也	主幹	南川智春
主幹	北谷守	係長	尾上昌明	主査	増田文彦
係員	脇丸達也				

## ○本会議の会議事件

- ◇議会議長の選挙について
- ◇専決処分の報告について

- ◇泉州南消防組合職員の再任用に関する条例及び泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  
◇平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第2号）

---

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

堀口武視 阪口均

---

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

事務局（竹内寛二君）皆様、おはようございます。

議会開催に先立ちましてご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項としまして、お手数ですが、ご起立の上、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら再度スイッチを押して切断していただき、ご着席いただきますようお願いいたします。

それでは、道工副議長、よろしくお願いいたします。

---

副議長（道工晴久君）皆さん、おはようございます。

現在、消防組合議会議員辞職により議長が不在であるため、地方自治法第106条第1項の規定によって、副議長である本職におきまして議長の職務を行います。

開会に先立ち、諸般の報告、議員辞職についてを報告いたします。

当消防組合議員でありました、阪南市議会選出の庄司和雄君、木村正雄君、三原伸一君、泉南市議会選出の木下豊和君、竹田光良君、和気信子君から、いずれも一身上の都合により、本消防組合議会議員の職を辞したい旨の願い出があり、地方自治法第126条及び泉州南消防組合議会会議規則第73条の規定により各々許可されました。

また、各消防組合議員の辞職に伴い、泉州南消防組合規約第7条の規定に基づき、阪南市議会から二神勝君、有岡久一君、畑中譲君、泉南市議会から堀口武視君、澁谷昌子君、松本雪美君が泉州南消防組合議会議員として選出されております。

報告は以上ですが、多くの議員が関係市町議会での役員改選によりかわっておりますので、理事者側を含めて事務局より紹介をお願いいたします。

竹内次長。

事務局（竹内寛二君）それでは初めに、消防組合議会議員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしました際に、その場でご起立願います。

ご紹介につきましては、ただいまお座りの議席番号順とさせていただきますことを、ご了承賜りたいと存じます。

泉南市議会から選出いただきました堀口武視議員様でございます。

議員（堀口武視君）堀口でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）同じく澁谷昌子議員様でございます。

議員（澁谷昌子君）澁谷でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）同じく松本雪美議員様でございます。

議員（松本雪美君）松本です。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）阪南市議会から選出していただきました二神 勝議員様でございます。

議員（二神 勝君）二神でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）同じく有岡 久一議員様でございます。

議員（有岡久一君）有岡でございます。

事務局（竹内寛二君）同じく畑中 譲議員様でございます。

議員（畑中 譲君）畑中です。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）田尻町議会から選出していただきました明貝 一平議員様でございます。

議員（明貝一平君）よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）同じく東 小夜子議員様でございます。

議員（東 小夜子君）東でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）岬町議会から選出していただきました道工 晴久当消防組合議会副議長でございます。

副議長（道工晴久君）よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）同じく中原 晶議員様でございます。

議員（中原 晶君）よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）泉佐野市議会から選出していただきました岡田 昌司議員様でございます。

議員（岡田昌司君）お願いします。

事務局（竹内寛二君）同じく寺本 順彦議員様でございます。

議員（寺本順彦君）寺本でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）同じく中庄谷 栄孝議員様でございます。

議員（中庄谷栄孝君）おはようございます。中庄谷です。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）熊取町議会から選出していただきました阪口 均議員様でございます。

議員（阪口 均君）阪口です。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）同じく鱧谷 陽子議員様でございます。

議員（鱧谷陽子君）鱧谷です。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）続きまして、管理者及び副管理者を紹介させていただきます。

泉州南消防組合管理者の千代松 大耕泉佐野市長でございます。

管理者（千代松大耕君）千代松でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の竹中 勇人泉南市長でございます。

副管理者（竹中勇人君）竹中です。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の福山 敏博阪南市長でございます。

副管理者（福山敏博君）福山です。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の中西 誠熊取町長でございます。

副管理者（中西 誠君）中西です。よろしくお願い申し上げます。

事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の田代 堯岬町長でございます。

副管理者（田代 堯君）田代でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（竹内寛二君）次に、本日出席しております消防組合会計管理者及び消防組合職員を

紹介させていただきます。

会計管理者 射手矢 光雄泉州佐野市会計管理者でございます。

会計管理者（射手矢 光雄君）射手矢です。

事務局（竹内 寛二君）泉州南広域消防本部消防長 北川 悟でございます。

消防長（北川 悟君）北川です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）同じく理事 吉村 昭彦でございます。

理事（吉村 昭彦君）吉村です。よろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）同じく理事 小西 良昭でございます。

理事（小西 良昭君）小西です。よろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）同じく理事 花枝 岩夫でございます。

理事（花枝 岩夫君）花枝でございます。よろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）同じく理事 清水 養一でございます。

理事（清水 養一君）清水です。よろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）同じく泉佐野消防署長 東 昇司でございます。

泉佐野署長（東 昇司君）東です。よろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）同じく総務課長 寒川 徹でございます。

総務課長（寒川 徹君）寒川です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）同じく予防課長 中西 正でございます。

予防課長（中西 正君）中西です。よろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）同じく警備課長 内山 裕美でございます。

警備課長（内山 裕美君）内山です。よろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）同じく総務課参事 中川 隆仁でございます。

総務課参事（中川 隆仁君）中川です。よろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）同じく総務課参事 奥上 文二でございます。

総務課参事（奥上 文二君）奥上です。よろしくお願いたします。

事務局（竹内 寛二君）同じく警備課参事 大西 保でございます。

警備課参事（大西 保君）大西です。よろしく申し上げます。

事務局（竹内 寛二君）最後に私、事務局を務めさせていただいております消防次長 竹内 寛二でございます。

ご紹介は以上でございます。

副議長（道工 晴久君）ありがとうございました。

---

副議長（道工 晴久君）ただいまより、平成27年泉州南消防組合議会第2回臨時会を開会いたします。

議員定数15名中、出席議員15名でありますので、会議が成立いたします。

---

副議長（道工 晴久君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

---

副議長（道 工 晴 久君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。  
議席の指定につきましては、ただいま着席のとりの議席を指定したいと思います。  
これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（道 工 晴 久君）ないようでございますので、さよう決定させていただきます。

---

副議長（道 工 晴 久君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。  
泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として堀 口 武 視  
君、阪 口 均君の両名を指名いたします。  
よろしく願いいたします。

---

副議長（道 工 晴 久君）次に、日程第3、会期の決定について議題といたします。  
臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。  
これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（道 工 晴 久君）異議なしと認めます。  
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

副議長（道 工 晴 久君）次に、日程第4、選挙第4号 議会議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。  
選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思  
います。  
これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（道 工 晴 久君）異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。  
なお、指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思えます。  
これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（道 工 晴 久君）異議なしと認めます。  
よって、副議長において指名することに決定いたしました。  
議長に二 神 勝君を指名いたします。  
お諮りいたします。  
ただいま副議長において指名いたしました二 神 勝君を議長の当選人と定めることに、異  
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（道 工 晴 久君）異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしました二 神 勝君が議長に当選されました。  
ただいま議長に当選されました二 神 勝君が議場におられますので、会議規則第30条第2  
項の規定により告知いたします。



この際、二神 勝君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

二神 勝君、よろしく申し上げます。議長就任の挨拶どうぞ。

議長（二神 勝君）皆様、おはようございます。阪南市議会から選出されました二神 勝でございます。発言のお許しを得ましたので、一言議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様方のご推挙を賜りまして、消防組合議会議長に就任させていただくことになりました。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

今後は、消防組合議会運営につきまして、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りながら、この大役を果たしたく存じあげます。

皆様方の温かいご協力を申し上げますとともに、当消防組合の更なる発展をご祈念申しあげまして、簡単措辞ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

副議長（道工 晴久君）ありがとうございました。

以上をもって、私の議長としての職務が終了いたしましたので、これより議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

議長（二神 勝君）それでは次に、日程第5、専決報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の報告を求めます。

北川消防長。

消防長（北川 悟君）それでは、恐れ入りますが議案書3ページをお開き願います。

専決報告第3号 専決処分の報告についてご説明いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、議案書5ページ専決第2号及び7ページ専決第3号のとおり、損害賠償の額を定めること及び和解について、2件の専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、1件目、専決第2号について説明させていただきますので、議案書5ページをお開き願います。

これは、平成27年7月7日泉佐野市元町9番18号において、泉佐野署の救急車が発生させた交通事故で、民法第695条の規定により、議案書に記載しております相手側と損害賠償額8万1,000円をもって和解したものでございます。

事故の概要につきましては、救急車が、救急出動中に発生場所にて右折しようとしたところ、救急車右側後部の赤色灯を民家の軒先の瓦に接触させ、損傷させたものでございます。

損害賠償金額は、屋根瓦等の修理代で、全国市有物件災害共済会から全額が補填されております。

続きまして、2件目、専決第3号についてご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書7ページをお開き願います。

これは、平成27年7月6日、岬町深日2000番地の1、岬町役場駐車場で、消防本部の事務連絡車による交通事故で、民法第695条の規定により、議案書に記載しております相手側と損害賠償額13万6,242円をもって和解したものでございます。

事故の概要につきましては、発生場所敷地内へ進入直後、進行方向左側駐車場区画から後退

してきた普通乗用車と接触したものでございます。損害賠償額は、車両バンパー等の修理代で、全国市有物件災害共済会から全額が補填されております。

今後、このような事故を決して起こすことのないよう安全運転を徹底させ、事故防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長（二神 勝君）ただ今の報告につきまして、質疑ございませんか。

松本議員。

議員（松本 雪美君）松本です。

本当に、この消防署員の皆さんのお仕事というのは、住民にとって本当に大切な安全を守っていただくお仕事ですので、こういう事故というのは、今回の事故はそういう人命にかかわるようなものはなかったんですけども、年間通じてどの位こういうような状況が起こっているのか、ここちょっと数年の状況を教えていただければと思うんですが。

議長（二神 勝君）寒川総務課長。

総務課長（寒川 徹君）それでは、ただ今のご質問に対して答えさせていただきます。

平成27年、ただいま報告させていただきました交通事故については、2件でございます。組合発足後、25年には1件の人身事故を起こしております。

また、引き続き26年につきましては、2件の物損事故を引き起こしております。

以上でございます。

議長（二神 勝君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（二神 勝君）ないようでございますので、以上で専決処分の報告を終わります。

---

議長（二神 勝君）次に、日程第6、議案第13号 泉州南消防組合職員の再任用に関する条例及び泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北川 悟君）それでは、議案第13号 泉州南消防組合職員の再任用に関する条例及び泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書9ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、平成27年10月1日より施行されたことにより、国家公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法に規定する共済年金が、厚生年金法に規定する厚生年金に統一されましたことを受け、所要の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申しあげます。

恐れ入りますが、議案書別冊1の1ページ、泉州南消防組合職員の再任用に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

左が現行、右が改正後（案）となっております。

それでは、改正後（案）の欄をご覧ください。

附則の第3条につきまして、先ほどご説明しましたとおり、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行を受け、所要の整備を行ったものでございます。

次に、議案書別冊1の3ページ、泉州南消防組一般職の職員退職手当に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

左が現行、右が改正後（案）となっています。

それでは、改正後（案）の欄をご覧ください。

第3条第2項につきましても、先ほどご説明いたしましたとおり、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行を受け、所要の整備を行ったものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するといたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（二神 勝君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中原議員。

議員（中原 晶君）本件につきましては、いわゆる年金の一元化によるものということで、事前の説明をいただいた中では、不利益も利益も全くないというご説明をいただいております。

それで、私も私なりに調査研究をさせていただいたところ、確かに今回上程されている内容に限っては、利益も不利益もないというふうに見るべきであろうというふうにとめております。

参考までにお尋ねをいたしますけれども、いわゆる年金の一元化、そのことによって今回の条例の一部改定ということが提案されておりますからお尋ねをするんですけれども、これに限らない、私はこの一元化にかかわって不利益となるようなことが生じてくるというふうに捉えているんですが、幾つか参考までにお尋ねをしたいと思います。

例えば、1つは保険料率の引き上げという問題が発生すると思うんですね。これは明らかな不利益につながっていくというふうに思いますし、それから再任用職員の問題でいいまして、支給停止調整額の問題が発生します。現在47万円のところ、28万円に引き下げられるということが発生しますから、これについては不利益になっていくんじゃないかなというふうに私は考えるものであります。

それから、いわゆる遺族年金に当たるものにかかわって、転給制度が廃止される問題、それから職域加算についても廃止されるという問題も発生しますから、この年金の一元化そのもの全体像としては、公務労働に当たる皆さん方の不利益につながるものではないかなというふうに感じているところなんです、そのあたりについてお考えがあればお聞きしておきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（二神 勝君）小西理事。

総務担当理事（小西 良昭君）中原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っておりますが、

まず、保険料率の引き上げということで、これにつきましては、言われるとおりの料率が上がってまいります。今後、組合の職員も確か29年度位まで徐々に引きあがっていくのかなど。

その理由といたしましては、今回の法令改正、厚生年金一元化法の施行ということで、現状、地方公務員共済組合の範囲に入っておった公務員につきましても、一般の厚生年金に加入の皆様と一元化されるということになります。そのことによって、年金の安定支給という、国の施策の一つとして行われたというふうに認識しております。

それから、支給の分ですが、現状ですと確か47万円までは年金の支給制限がかからないという状況でございますが、今後は、議員の言われるとおりの支給制限はかかってまいるかというふうに思います。これも、国のほうの厚生年金、または国民年金関係の安定的な運用ということにより法制化されたもので、従いまして条例の一部が改正されたというふうに考えております。

そういう意味でいきますと、職員として不利益ではないかというお言葉ですが、個人的にいきますと、ちょっと損かなという気もしないではないです。とは言うものの、やはり私たち公務員といたしましては、全ての国民の方の平等性ということをやはり重要視して、やはり職務を遂行しておるということでございますので、それにつきましては個人的な意見ということで終わらせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（二 神 勝君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（二 神 勝君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原議員。

議員（中 原 晶君）賛同しかねる立場から討論に参加したいと思います。

今、非常に率直な、素直な、正直な、個人的な感想をお答えいただいたところかなと思っております。

それで、なぜ賛同しかねるかと申しますと、第一に挙げますのは、私は岬町の議会から派遣されている議員でありまして、岬町の議会においては、まだこの案件上程されていないんですね。それで、12月の議会で岬町においては上程されるということになっておりますので、派遣元の議会においてまだ審議もされていないという現状でありますから、その時点において賛同するのはちょっと差し控えたいということが第一の理由であります。

それから、先ほど質疑をさせていただいたとおり、いま議会に上程されているこの案件に限って申し上げますと、確かに利益も不利益もないということになるんでしょうが、この年金一元化による事柄において、行く行くは公務労働に携わっている皆さんの不利益につながっていくということは確かだというふうに思いますので、その点も勘案しまして、現時点では賛同に至らないということをお願いしたいと思います。

公務労働というのは非常に特殊性がありますから、消防組合においても定数管理が進められて、全体の奉仕者として公務に当たられる皆さんの年金ということで言いますと、安定した老後を安心して迎えるということにおいては、民間の方ももちろんですけれども、公務労働に携われる皆さんにおいても、先々の将来の安心・安定ということは保障されなければならないということもありますし、やはり公務労働に携わっておられる皆さんにおいては、労働基本権が

剥奪された状態でありますから、余計にこのあたりについては慎重になるべきであるというふうに考える立場から、現時点においては賛同するに至らないということを申しあげておきたいと思えます。

以上です。

議長（二神 勝君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（二神 勝君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号 泉州南消防組合職員の再任用に関する条例及び泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（二神 勝君）ありがとうございます。

挙手多数でございます。

よって、議案第13号 泉州南消防組合職員の再任用に関する条例及び泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（二神 勝君）次に、日程第7、議案第14号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北川 悟君）それでは、議案第14号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度泉州南消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる、といたしまして、「繰越明許費」、第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による、とさせていただきます。恐れ入りますが、裏面の2ページをお開き願います。

第1表 繰越明許費 款 消防費 項 消防費 事業名 阪南市南西部新庁舎建設事業として4,451万4,000円を計上しております。

これは、本年度予算で阪南市南西部に建設を予定している新消防庁舎の設計業務委託をするに当たり、4月より事務を進めてまいりましたが、基本構想及び仕様書の作成段階で、ヘリポート設置、緑化計画及び宅地造成の諸要因を整理しておく必要があり、各関係機関との調整に時間を要し、スケジュールにおくれが生じたことによりまして、今年度中の事業完了見込みが困難になったことから、設計業務委託料などを繰り越すため、繰越明許費として計上させていただくもので、事業完了につきましては翌年8月中を予定しております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（二神 勝君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松本議員。

議員（松本 雪美君）松本です。

ちょっとこの設計図見てたんですけど、この設計図を見て私ちょっとわからなかったんでお聞きしたいんですけど、泉南市の消防署は、合併するまでの間の泉南市の消防署に行ったときに、女子のおトイレなかったんですよ。そんな話もあって、たしか改修されたと思うんですよ。この設計図の中では、当然女子のおトイレは作ってくれてる図になっているのかどうかわかりませんので、聞かせていただきたかったんです。

それからもう一つは、この日程からいったら27年度11月が今24日のきょう消防議会ですが、実施設計業務繰越明許ということになっていて、入札はこれから12月に入ってからと、そういうことですが、この入札をするときの状況では、一般競争入札になるのか指名入札になるのか、その辺業者の選定に当たってお聞きしたいと思います。

それから、もう1点はヘリの着陸のところの図面がありますが、ヘリコプターというのはすごい大きく風が起こったりとかして音もすごいと思うんですけど、この地域は住宅に入るちょっと手前だろうと思うんですけど、その辺風害やら、そういう騒音公害みたいなものに対して、滅多にないことだろうと思うんですけど、その辺はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

総務課長（寒川 徹君）それでは、ただいまご質問の3点についてお答えさせていただきます。

まず、お配りしておりました庁舎図面については、少し見にくいものかなと大変申し訳ございませんが、1階、2階、そして屋外にも女性用のトイレは設置しておりますので、ご報告申しあげます。

それと、引き続きまして阪南南西部の庁舎につきましては、まずこれ指名競争入札で行う予定でございます。阪南市に建設する事業でありますことから、阪南市にコンサル担当で入札参加資格の登録を有する業者を選定しております。

また、ヘリポートの使用の件につきましては、議員指摘のとおりでございます。訓練、もしくは災害時において使用する場合、周辺への騒音というものが当然ご迷惑をかけることになると思いますが、まず訓練で使用する場合につきましては、付近の住民の方への広報等を周知し、ヘリの離発着についてご理解賜る予定でございます。

以上でございます。

議長（二神 勝君）ほかにございませんか。

中原議員。

議員（中原 晶君）今回、繰越明許ということでご説明をいただきましたが、これは事前に一定期間計画を立てられるわけですから、設計にかかわる業務については、これ位の期間が必要であろうということを想定された上で、予算を上程されているというのが当然のことだと思うんですね。

今回、先ほど理由のご説明いただきましたけれども、なぜ繰り越しをせざるを得なかったのかということについて、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、事前に説明にお越しいただいたときに、図面を拝見させていただきました。庁舎3階平面図のところに、太陽光パネルを設置されるということで、この件にかかわってお尋ね

をいたします。

発電量をどの程度見込んでおられるのか。この施設にかかる電力を、一定量賄おうというお考えによるものかなと思いますけれども、どの程度賄えると想定されておられるかお尋ねしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、負担割合の問題、お金のことなんですけれども、いま管理者間の協議がどのようになっているのか、お聞きしておきたいと思います。

この阪南市南西部の新庁舎について、どのようにそれぞれの自治体で負担していくという計画になっているのか。それから、その先についても参考までにお尋ねできればと思いますけれども、今後、この阪南市の南西部にかかわらず、統廃合も含めてお考えのところかなというふうに思うんですね。ですので、今後についても負担割合をどのようになさっていくのか、差し支えないようであればお聞きをしておきたいと思います。

大きく3点について、よろしくお願ひします。

議長（二神 勝君）小西理事。

総務担当理事（小西 良昭君）それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、実施設計業務委託料といたしまして、本年度、当初予算といたしまして5,040万円の予算を計上させていただきました。これにつきましては、当然おおむね実施設計でしたら1年程度で十分終わるという予定でございました。ところが、先ほど消防長が答弁させていただきましたように、ヘリコプターの着陸ポイントとしての設定の問題です。これにつきましては、大阪航空局といろいろ調整の必要性がございました。

また、実際に航空局の了解をとれたとしても、運行するヘリコプター会社との調整等も必要というふうなことで時間も要しました。

さらに、庁舎以外に訓練棟を設けさせていただいておりますが、この訓練棟につきましても、消防組合として初めての総合訓練場ということで、救助、消火、全ての訓練が円滑に行えるスペース、また、条件が必要ということで、基本計画をご担当いただいた相談相手でありますURサポートさんとの協議の中で、なかなかどういう配置にするのがベストなのかというところで、こういう配置をすればこの訓練ができないとか、この配置をすればこちらの訓練ができないと、いろいろとあり、内部のほうでもいろいろ協議をさせていただいた兼ね合いで時間がかかっております。

そうは言うものの、私の当初の予定では、それは8月の定例会において、皆様にご説明して入札も9月の当初でできれば、半年位の実施設計期間であればオーケーというふうに当初は業者のほうから聞いておりましたが、実際に入札をしようと検討した際には、建築確認申請に時間が要するというでございました。そうなりますと、実施設計プラス建築確認申請を指名競争入札で落札した業者ですととなりますと、最低でも8カ月程度が要するというようなことでございます。

それならば、実施設計と建築確認申請というのを全く別の事業と考えて、分離発注すればどうかということも考えさせていただいたんですけれども、実施設計を行った業者以外の者が建築確認申請業務を行うとなりますと、建築確認申請での修正案件が発生した場合に対応がしづらいと、困難であるというようなこともございまして、最終的に今回繰越明許を上げさせていただいたというような次第でございまして。

また、質問の太陽光パネルの件でございまして、現状では10キロワットの太陽光パネルを3

階部分に設置させていただく予定でございます。発電量につきましては、堺消防局の西消防署のほうでも同じ10キロワットの発電量を確保されていたと思いますが、そちらのほうの発電でいきますと、大体事務所程度の照明部分での電気は起こせるというような話を聞いてございます。

それから、負担割合の問題ですが、建築に要します費用につきましても、当然これは規約に載っております負担割合で3市3町様のほうでご負担いただくということになるものでございます。

それから、今後の負担の見直しにつきましても、当然ブロック計画の中では3年から5年の範囲内で、負担率についての見直しを検討する、というふうに書かれておりますので、検討を進めてまいりたいというふうと考えてございます。

以上です。

議長（二神 勝君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（二神 勝君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（二神 勝君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第2号）については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（二神 勝君）ありがとうございます。

挙手全員でございます。

よって、議案第14号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第2号）については、原案どおり可決されました。

ただいまをもって平成27年泉州南消防組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会（午前10時40分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 二 神 勝

副 議 長 道 工 晴 久

1 番 議 員 堀 口 武 視

14番議員 阪 口 均